

県北広域振興局長告示第27号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物を次のとおり認定した。

平成26年5月7日

県北広域振興局長 高橋 信

- 1 申請者の住所及び氏名 岩手県久慈市中の橋第4地割35番地の3 宮城建設株式会社 代表取締役社長 竹田 和正
- 2 認定年月日 平成26年3月28日
- 3 対象区域及び建築物の位置

(1) 対象区域 久慈市長内町第30地割21番1、21番2、21番4、21番7、22番1、22番2、22番3、22番4、22番5、22番8、25番1、25番2、25番5、25番6、25番7、25番8、25番9、26番1、26番2、26番3、26番4、26番5、26番8、26番9、26番10、26番11、26番12、27番1、27番2、28番1、28番3、28番5、28番6、29番、30番2、31番1、31番2、31番3、31番4、31番5、32番1、32番2、33番1、33番4、33番6、34番1、34番2、34番3、35番2、35番4、36番1、36番3、36番5、36番6、36番7、38番1、38番2、41番1、42番1、42番2、43番1、43番2、43番4、43番5、43番6、44番1、44番3、44番4、46番、47番1、47番2、47番5、47番6、48番1の一部、48番2の一部、48番6の一部、48番8、48番11の一部、50番1の一部、50番2の一部、50番3の一部、51番、52番1、52番2、53番1、53番3、53番5、53番6、53番8、53番9、53番10、53番11、53番14、53番15、53番16、54番1、54番2、54番3、54番4、54番6、54番15、55番1、55番2、56番1、56番2、56番3、57番1、57番2、57番3、57番4、57番5、57番6、57番7、57番8、57番9、57番10、64番3、64番6、64番9、64番10、65番1、65番2、65番3、65番4、65番5、65番6、66番8、66番10、71番3、71番6、71番11、72番3、73番3、73番4、73番6、73番7、73番8、74番3、74番4、74番5、74番6、74番7、74番11、74番12、75番4、75番6、75番7、75番8、75番10、75番11、76番1、76番2、76番6、76番7、76番8、76番9、76番10、76番11の一部、76番15、78番1、78番3、78番4、81番2、82番、83番、84番の一部、85番、86番、87番の一部並びに第33地割11番1の一部、13番1の一部、13番4の一部並びに第34地割7番2、8番1、8番2、8番3、9番1、9番3、9番7、9番8、10番1の一部、10番2の一部、10番4の一部、11番2の一部、78番及び79番の一部

(2) 建築物の位置 別紙図面のとおり。

備考 「別紙図面」は、省略し、県北広域振興局土木部に備えておいて縦覧に供する。